

新見市教育委員会 2月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和8年2月16日(月) 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所防災棟 2階災害対策本部員室

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	後 藤 秀 則
職務代理者	松 井 健 一
委 員	溝 尾 妙 子
委 員	長 谷 川 綾
委 員	三 上 ゆ み

4 欠席委員の職・氏名

なし

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	古 家 孝 之
生涯学習課長	吉 岡 昭 彦
学校教育課長	宗 政 範 子
教育連携推進課	宮 本 昌 士
教育総務課長	忠 田 真

6 記 録

午後3時30分 着 席

(令和8年2月16日(月) 午後3時30分から午後4時55分)

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 前会会議録の承認

忠田課長 (新見市教育委員会1月定例会会議録について、開催日時等を読み上げて説明する。)

後藤教育長 前会会議録は承認と決めます。

4 教育長報告

後藤教育長 (前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

5 事務局報告

各事務局員 (教育部長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長、教育連携推進課長の順に報告を行う。)

6 議 事

議第4号 令和7年度 指定学校変更申請の承認について

後藤教育長 6の議事に移ります。まず議案の部です。

議第4号、指定学校変更申請の承認について説明をお願いします。

宗政課長

では、議第4号、指定学校変更申請の承認について説明させていただきますので、資料をご覧ください。

資料1ページから2ページにかけて、No.1からNo.5の方ですが、この方は現在、年長園児で4月から小学校への入学を予定している方です。2ページ目、No.6から3ページ目のNo.10までの方は現在小学6年生で、4月から中学校への入学を予定している方です。No.12からNo.14につきましては、ご兄弟ですが、それぞれ小学校、中学校段階での継続を希望されている方です。

それでは、No.1の方から順に申請内容について、説明をさせていただきます。

では、まずNo.1の方ですが、指定校はA小学校で、B小学校への変更を希望されています。この方は両親が共働きで帰りも遅いことから、B小学校区にある祖父母の家へ帰宅したいということで、B小学校への入学を希望されています。変更期間は令和8年4月1日から、本人が卒業する令和14年3月31日までを希望しておられます。

No.2の方ですが、指定校はC小学校で、D小学校への変更を希望されています。この方は、特別支援教育支援委員会で、自閉情緒障がい

特別支援学級「適」の判定をいただいておりますが、C小学校には、入級する特別支援学級が無いいため、特別支援学級がある、D小学校への入学を希望されているものでございます。入学から卒業までの期間を変更期間として希望をしております。

No.3の方ですが、指定校はE小学校で、A小学校への変更を希望されています。この方は現在、A小学校2年生に兄が就学をしております。この兄が、特別支援学級が無いことを理由に指定学校の変更を申請し認められ、A小学校へ就学しているということがあります。従って、弟であるご本人の方も、兄と同じA小学校への入学を希望されているということです。変更期間につきましては、令和8年4月1日から令和12年3月31日、これは兄の方が、令和11年度で卒業を迎えますので、まずはその兄の在学している期間での変更。令和12年からは、この方が友人関係等の関係で引き続き、再度申請をされる可能性もあるかというふうには思われます。

それから、No.4の方ですが、指定校はE小学校で、A小学校への変更を希望されています。この方も、特別支援教育支援委員会で、知的障害特別支援学級「適」の判定をもらわれていますが、E小学校には、知的学級が無いため、学級のあるA小学校への入学を希望するものでございます。入学から卒業までの期間を変更期間として希望されています。

続いて、2ページ目のNo.5の方ですが、指定校はF小学校で、A小学校への変更を希望されています。この方は現在、小学校3年生に姉が指定学校変更で、これはA小学校の放課後児童クラブを利用したいといった理由で指定校変更され、A小学校へ就学しております。本人も同じA小学校への入学を希望するものでございます。変更期間としましては、令和8年4月1日から、この姉の卒業する令和11年3月31日までの申請となっております。

No.6の方ですが、この方は指定校がG中学校で、H中学校への変更を希望されています。ご家庭の事情で小学2年生の時に、G中学校区に転居されました。学年途中での転居であることや、友人関係を理由に指定学校変更が認められて、現在はD小学校へ就学をしております。本児童は新しい環境や友人関係の構築が得意ではなく、友人関係が変わることで、精神的に不安定になる可能性が高いために、人間関係が確立された環境で、引き続き友人と同じ、H中学校への進学を希望するものでございます。変更期間は、入学から卒業までの期間を希望されております。

それからNo.7の方ですが、指定校はG中学校で、I中学校への変更を希望されています。この方には姉がいて、この姉も元々I中学校区に居住していて、G中学校区へ転居しましたが、良好な友人関係等の理由でB小学校へ入学をしています。この方についても、姉と同じ学校へということで、B小学校への入学を希望され、認可をされた

ということで、現在、B小学校へ通っております。小学校6年間で築き上げた友人関係を壊したくなく、友達と同じI中学校への進学を希望されているということ。それから、I中学校区には祖父母が住んでいて、緊急の場合の対応や、移行後の生活を見守ること、そういった環境を考えた上で、I中学校への入学を希望されるものでございます。入学から卒業までの期間を希望されております。

No.8の方ですが、指定校はG中学校で、I中学校への変更を希望されています。家庭の事情で、小学校2年生の時に、G中学校区へ転居しましたが、ひとり親家庭であることから、B小学校区にある祖父母の家へ帰宅させることを理由に指定学校変更を認められ、現在はB小学校へ就学をしております。本児童は精神的に弱い面があり、こども園から築いた友人関係が崩れることで、精神的負担が大きくなることに、本人や保護者とも不安があり、引き続き、友人と同じI中学校への進学を希望するものでございます。期間は、入学から卒業までの期間を希望しております。

次に3ページ目のNo.9の方ですが、指定校はH中学校、変更希望校はG中学校でございます。この方は絵を描くことが好きで、将来は絵に関する仕事に就くことを望んでおられまして、知識や経験を積みたいたいと考えられております。しかし、H中学校には希望の部活が無いため、希望の部活のあるG中学校への入学を希望するものでございます。変更期間は令和8年4月1日の入学から卒業までの期間でございます。

No.10の方ですが、指定校がJ中学校で、G中学校への変更を希望されています。家庭の事情で、J中学校区へ転居されましたが、現在小学校6年生ということで、最終学年児での転居であることを理由に指定学校が変更認められ、現在、A小学校へ就学をしております。6年間で築いた友人関係が良好である、また友人関係が崩れると、精神的に不安定になる可能性が大きいという理由から、G中学校への入学を希望されています。変更期間は、入学から卒業までの期間を希望されています。

それからNo.11の方は、指定校がF小学校、E小学校への変更を希望されています。この方には、姉と兄がおりまして、どちらとも指定学校変更で、E小学校に就学をしています。学校生活においても、友人も本児童の特性を理解し、良好な関係を築けており、引き続き、確立された人間関係の中で学校生活を送ることがご本人にとって最適であると考えため、卒業までのE小学校への指定校変更を希望されています。入学から卒業までの期間を希望しておられます。

続いて、No.12からNo.14の方は兄弟でいらっしゃいます。まず、No.12の方ですが、指定校はD小学校で、K小学校への変更を希望しています。家庭の事情で転居しましたが、学年途中のため、引き続きK小学校への就学を希望されています。期間は、大変急な転居であっ

たことから、令和8年2月5日。これは、教育委員会の方に申請書を提出され、それから住民票を移動されたのもこの日と伺っております。ここから令和8年3月31日まで。本来ですと、小学校3年生ですので、卒業までという変更も考えられるのですが、卒業までの変更の場合、校長の意見書が必要になるということ。大変急な転居であったので、校長の意見書が整わなかったという事情もあり、とりあえず今年度いっぱいでの変更をここで申請をし、また4月からについては、次回3月定例会にかけさせていただきたいと考えております。

次に、4ページ目のNo.13の方ですが、指定校はH中学校、G中学校への変更を希望しております。この方も、先程No.12の方と同様で、家庭の事情で転居されましたが、学年途中のため、G中学校への就学を希望されております。期間は令和8年2月5日から卒業の令和8年3月31日までとなっております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

後藤教育長

委員の皆様から何かご質疑ございますか。
時期的にも非常に数が多いですね。
三上委員。

三上委員

質問なのですが、No.5の方について、F小学校の放課後児童クラブではなくて、A小学校の方の放課後児童クラブを使いたいからと言って、目指して使われる人がいるのですが、F小学校も放課後児童クラブがあるのですが、A小学校の方を望まれる保護者が多いというのは、何故なのでしょう。やはり長時間見てくれるとか、土日見てくれるのが長いとか、何かそういった違いがあるのでしょうか。

宗政課長

No.5の方につきましては、お住まいはL学区です。本来でしたら、F小学区にも放課後児童クラブがありますので、そちらへの指定校変更ということも可能性としてはあったのではないかとと思われるのですが、この方のお姉さん、ご姉妹が小学校の方に指定校変更する際にも、その時の経緯が詳しく分からないのですが、A小学校の放課後児童クラブを利用したいという理由で認められているという経緯もあって、今回のA小学校の方を希望するということのようにです。特にそのA小学校の放課後児童クラブに、何か特別な理由があるからということではないと思います。もうご姉妹の中での話かと思えます。

後藤教育長

外にございますか。
松井委員。

松井職務代理者

書類上の事だと思うのですが、ご兄弟で上がいる場合に、上が卒業したら、その時点で変更期間を切っている小学生がおりますね。それ

から、中学生の場合、今度新しく中学校から入る場合はもう卒業までというふうになると思うのですが、別に申請書類がそうだったらこの小学生のお子さんは、3年間で区切られているということなのか。それとも、今兄弟が行っているというのが1つの理由になっているから、その兄弟が卒業したら、そうしなければいけないものなのか。

宗政課長

変更期間についてですが、例えば、No.1の方については年長で入学から6年間の卒業まで、となっていて、この方は兄弟がいるから行きたいという理由ではなく、祖父母の家に帰宅させるという理由です。途中で切ることなく、入学から卒業までという申請をされて、こちらとしても受け取っているということだと思えます。

それから期間を区切っている方については、その指定学校変更の理由が、兄弟が今いるからそこに行かせてくれという理由なので、卒業するとその兄弟がいるからという理由自体が消滅すると言いますか。ですので、一応その時の友人関係やその他の状況を見ながら再度申請という判断をされているのかと思います。必ずそうしなければいけないということはないと思うんですが、理由が兄弟が在籍しているという理由なのでということだと思えます。

松井職務代理者

そういった例えば、学校の方でつじつまが合うように指導をされたといったようなことは考えられるけども、別にそうしなければいけないという決まりがあるわけではないのですね。

宗政課長

はい。それは無いと思います。

松井職務代理者

分かりました。

後藤教育長

外にございますか。
長谷川委員。

長谷川委員

No.2の方なんですが、この子が入学しなかったらC小学校の新1年生は何人入学するのでしょうか。

宗政課長

来年は、このお子さんが入らなければ2名ということのようです。

長谷川委員

この制度がちょっとよく分からないのですが、自閉情緒の診断が付いたら、絶対特別支援学級のある学校に行かなきゃいけないという感じなんですか。

宗政課長

実際に行かなければいけないということはないんですが、特別支援教育支援委員会の方で、その方の発達検査の結果ですとか、園や学校

での学習や生活の様子、色々な友人関係が構築できるかどうか、色々な情報を元に特別支援の観点で専門性のある方々や、医療関係者の方々や、様々な立場から総合的にそのお子さんが学ぶ一番ふさわしい場所はどこかという判定をするのがこの委員会ですので、やはり判定の出た学級の方で学ばれるのが、一番そのお子さんにとっては力を出せる環境だとは思いますが、全ての学校に特別支援学級があるわけではありませんので、入ることができる、近い所ですとか、そういったところに変えるケースというのはあると思います。それから判定が出て、まずご本人ご家族に、このような判定が出ましたが、どうされますか、という伺いはします。もしそれで絶対に通常学級でなければいけないという返事をいただくと、もうそれはご本人、ご家族の意思ですので尊重させていただいて、勿論それは認めるのですが、やはり学習面で苦勞されることも多いので、やはりこの支援委員会での判定を尊重していただけると、子ども達にとっても良いのかなと考えます。

長谷川委員

それがその子にとってベストなのだったら、それが一番良いんだと思ったのですが、たまに少ない学校で、本当はこの子は特別支援なんだけど一緒に見てますという学校の方に行ったりするので、来年が3人なのかと思って、ただでさえ少ない学校だったら閉校に繋がるのかなと思ったので。でも、その子にとってベストなのが一番良いかなと思いました。分かりました。ありがとうございました。

後藤教育長

外にございますか。
松井委員、どうぞ。

松井職務代理者

No.9のお子さんについてなのですが、H中学校には希望の部活がなく、G中学校には希望の部活部があるから、G中学校へ通いたいということなのですが、G中学校の希望の部活というのは、この子の望むような知識や経験が積めるような活動をしておられるのでしょうか。そして、このことについては、G中学校も事前に相談をされて、確かにそういう希望があるのならば、希望の部活で指導ができるというふうに、その承諾と言ったらおかしいかもしれませんが、得てされているのかという点は少し気になるのですが。ただ、G中学校には希望の部活があるからそちらへ行きたいんだと。行ってはみたが、そうではなかったというのでは、少し困るなという気がしたものですから。その点はどうなってるんでしょう。

宗政課長

その点につきましては、ご家族で相談に来られた際に、私たちの方も、「指定校変更して通学してみたが、期待してたものと違った、ということになりませんか」ということは、確認させていただきました。

まず、G中学校の希望の部活ですが、他の運動部活動と同様に、平日は週3日活動していきまして、放課後の時間活動しているということです。それから指導してる方が、今年から新採用で来られた先生がしているんですけど、ご本人は、非常に専門性の高い方で、そこでの指導は、専門性という面では非常に充実した指導を受けられると思います。それから、ただ実際本人がイメージしていることと、実際行ってみてのイメージが異なるということも有り得るので、「もしお時間があれば、学校の方に足を運ばれて、部活の様子を見学をしてみられたらいかがでしょうか」ということもお伝えしています。ただ、本当に見学されたかどうかは今の時点では不明なんですけど、そういったこととして慎重に選ぶべきだということは伝えております。

それから入部については、誓約書ではないんですけど、入学後は入部をして、引退までそちらで活動しますということも、書いていただいたものも出しているから、ご本人の意思の方も強いというふうに判断しております。

松井職務代理者

分かりました、ありがとうございます。

後藤教育長

外にございますか。

各委員

(なしの声)

後藤教育長

子供を取り巻く環境が非常に多岐に渡ってきているという状況の中はありますが、皆様方のご意見をいただき、この場においてもご承認をいただくということによりよろしゅうございますか。

各委員

(はいの声)

後藤教育長

ありがとうございます。
では、議第4号は承認されました。

議第5号 新見市大佐B&G海洋センター等指定管理者の指定について

後藤教育長

それでは、続きまして議第5号、新見市大佐B&G海洋センター等指定管理者の指定について説明をお願いします。

吉岡課長

議第5号、新見市大佐B&G海洋センター等指定管理者の指定について説明させていただきます。新見市大佐B&G海洋センター等の指定管理につきましては、令和8年3月末をもって指定管理期間が終了となり、当該施設の管理運営を指定管理者におこなわせることについて、3月市議会定例会での議決を求める必要があるため、議案として上程するものです。資料をご覧ください。

施設の名称は、新見市大佐B&G海洋センター及び大佐風の湯温泉で、管理する施設は、海洋センターの体育館、研修交流室、プール、格技場と隣接する温泉施設で、施設の過去4年間の利用実績は、ご覧の通りになっております。なお、風の湯温泉は設備故障後、温泉施設を休止しております。現在の指定管理者は、松江市の株式会社さんびるで、指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。募集につきましては、令和7年9月1日から9月30日までおこないましたが、応募がないため、改めて指定管理料を見直し、11月17日から12月8日まで再公募をおこなったところ、現在の指定管理者であります株式会社さんびる1社から応募がありました。選定につきましては、選定委員会が12月23日に開催され、所管課の説明、申請者の株式会社さんびるによるプレゼンテーション及び質疑終了後に審査が行われ、全員一致で、株式会社さんびるが候補者に選定されました。

候補者の株式会社さんびるは、松江市に本社を置く、ビルメンテナンスや学習塾経営などをおこなう企業で、平成23年10月から、当該施設の指定管理業務をおこなっております。指定管理期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間で、指定管理料は年額1,700万円です。修繕区分につきましては、本市の負担は1件30万円以上となっております。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

後藤教育長

何かご質疑はございますでしょうか。

各委員

(なしの声)

後藤教育長

それでは無いようですので、議第5号については承認としてよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

後藤教育長

それでは、議第5号は承認といたします。

議第6号 新見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

後藤教育長

それでは、議第6号、新見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、説明をお願いします。

宮本課長

議第6号、新見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたし

ます。

新見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、附則第2条中、令和8年を令和11年に改めるものです。

これは、同条例第10条第2項で、「放課後児童支援員の数は、支援の単位毎に2人以上とする。ただし、その1人を除き補助員に変えることができる。」とされており、2人のうち1人は必ず支援員を配置しなければなりません。また、同条例第10条第3項で、「保育士等の資格を有していても、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければ、支援員とならない。」となっております。この県の研修受講は、受講日や受講場所が指定され、4日間必ず全てを受講しなければならないことなどから、すぐに支援員となれない問題があります。付則第2条において、「研修を修了していなくても、経過措置期間中に終了予定であれば、支援員としてみなす、みなし支援員とすることができる。」とされており、本市においては、同条例において、この経過措置の適用期間を令和8年3月31日としておりますが、現在本市の放課後児童クラブでは、市内全域で支援員不足が深刻化しており、これまでみなし支援員として従事していたものが、支援員としてみなされなくなった場合、運営基準である「2人以上体制のうち1人以上は必ず支援員を配置する」という基準を、満たさないクラブが発生する可能性があります。

このため、経過措置期間を令和11年3月31日まで、更に3年間延長することとし、クラブの安定的な運営を支援するものであります。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

後藤教育長

ご質疑をお願いします。

三上委員、お願いします。

三上委員

やはり支援員さんの数が段々少なくなっていますから、大変だと思うのですが、この県の研修を受けるのに、何か補助みたいなものがあったりとか、受けやすいサポートみたいなものが、市として何かあったりするのでしょうか。

宮本課長

放課後児童クラブの方には補助金を交付してるわけなのですが、それは経費として見ることはできますので、そこら辺は問題ないと思うんですけど、この4日間の研修というのが、朝から晩までであるような研修で、この4日間全てを受講しないと支援員になれないということがあって、そこら辺でなかなか取れないということが出てきています。

ただ実際には、カリキュラムが大きい枠で6つ程あって、例えば4

つまで済んでいたら4つまでの修了証というのがあれば翌年にまた受講することもできたりするので、3年ぐらい見てれば、大丈夫じゃないかなということでも延長延長でやっていくわけなんですけど。結局今なっている支援員が辞められてまた新しい人になると、またその方は、例えば保育士の資格持っておられても、最初はみなし支援員という形でしかスタートできないということなので、このみなし項目は3年間延長させていただきたいということでございます。

三上委員

ありがとうございます。

後藤教育長

外にございますか。
松井委員。

松井職務代理者

このクラブの存続のための人材確保というその趣旨はよく分かるので、これ自体に対して何か申し上げることはないのですが、令和8年から令和11年まで3年間延長して、その間に事態が好転するというか、皆さんにそういうみなしでない形にしていくための何かというものがないとやはり困りますよね。また、令和11年まで待ったがそれができないから今度は令和14年に、というようになったのでは、結局同じことですので。今、三上先生からも「何か市の方から補助がありますか」とか、そういういったご質問がありました。基準を満たしていない放課後児童クラブがあった場合には、例えばそこに対して指導を強化していくとか、次回こういった形で、なし崩し的に伸びていくということは考えたくないのですけれども、しなくて済むような措置と申しますか、それを是非していただけたら。今回のこの令和11年までを経過措置とすると、その経過措置が上手くいきましたという報告がなされてくるように是非よろしく願います。これは要望です。

宮本課長

今、松井委員が言われたように、うちの方としても、不足しているところに関しては研修を受けるように、強く言っているところではあるのですが、なかなかやはり進まないというところもございまして、今後この事業については公設民営方式という形で、業者委託の方向で、今話を進めておりまして、延長もこれで多分もう終わるようになるんじゃないかなというふうにも今、進めているところであります。

後藤教育長

少子高齢化の課題、非常に大きくございますので、教育連携推進課は大変苦勞しているところですが、今日の記者会見でも公設民営化というふうなところを出しましたので、色々そうは言ってもすぐに変えるというふうなことはなかなか難しいと思いますが、とりあえず一歩前踏み出しながら、課題を確認しながらいきたいというのが、教育委

	員会の考え方でございます。
後藤教育長	外にございますでしょうか。
各委員	(なしの声)
後藤教育長	それでは、ありがとうございました。 ご意見が無いようですので、議第6号については承認とさせていただきます。 だいでよろしいでしょうか。
各委員	(はいの声)
後藤教育長	よろしいでしょうか。 それでは、議第6号については承認といたします。
協議・報告の部 後藤教育長	協議・報告は本日はございません。 以上で議事を終了したいと思います。
7 閉 会 後藤教育長	2月定例教育委員会をこれで閉会します。 長時間ありがとうございました。
(閉会時刻)	(午後4時55分)